

別紙

仕 様 書

本件業務における仕様は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 件 名 東御市発足 20 周年記念動画及び Web サイト制作業務委託
- (2) 履行場所 東御市役所
- (3) 業務内容 項番 3 のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 上限金額 金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

東御市発足 20 周年を記念し、本市が誕生して 20 年の歴史や発展を遂げてきた歩みを振り返るとともに、これからも持続可能で明るい未来が描ける東御市を動画及びサイトを通じて発信することで、市内外への本市の更なる認知度向上と市民のシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 20 周年記念動画の制作
- (2) 20 周年記念 Web サイトの制作及び保守

4 動画の仕様

- (1) 動画制作にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成及び台本（絵コンテ含む。）を制作すること。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) 動画内で使用する映像については、東御市や信州とうみ観光協会等が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する動画素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (3) 本動画に市民の出演シーンを取り入れる場合には、配信しようとする媒体や東御市のホームページ、YouTube などの媒体で配信することの同意を得るとともに肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に東御市への了承を得たうえで必要となる一切の手続きを行うこと。
- (4) 撮影は業務用デジタルハイビジョン以上のカメラで撮影し、編集も行うこと。なお、東御市等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- (5) 制作動画は、アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に理

- 解しやすい内容とすること。
- (6) 必要に応じて、テロップの挿入やBGMをつけること。
 - (7) BGM等用の音楽素材の使用に関しては、著作権フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受注者において手続きを行うこと。
 - (8) 動画の規格は、画面アスペクト比16:9、画面解像度は、原則として4K解像度とし、提案でフルHD解像度も可とする。方式はプログレッシブ方式で、映像のビットレート、フレームレート、サンプルレートは各社からの提案によるものとする。また、画像・音声鮮明に視聴できることとする。
 - (9) 動画制作は3本とし次のように制作すること。
 - ア 10分程度×1本…必要に応じて写真や動画にナレーションや音楽を加えて、東御市発足以降の20年を振り返る動画作品。
 - イ 7分程度×1本…必要に応じて写真や動画にナレーションや音楽を加えて、東御市のこれからの描く動画作品。
 - ウ 30秒～1分程度×1本…ア、イを凝縮させたプロモーション動画作品
 - (10) 東御市の歴史・歩み、魅力を分かりやすく伝わる動画とすること。
 - (11) 東御市を振り返る部分では、「千曲川ワインバレー」「湯の丸高原高地トレーニング」「農畜産物」「台風19号災害からの復興」の要素が盛り込まれていること。
 - (12) 未来を描く部分では、「脱炭素・ゼロカーボン」「DX」「子育て・子育て」の要素が盛り込まれていること。
 - (13) 上記(11)(12)のみに捕らわれず、本市の魅力が伝える内容であり、単なる記録動画にならないように創意工夫すること。

5 Webサイトの仕様

- (1) 20周年記念Webサイト制作にあたっての企画立案を行うこと。Webサイトは、ランディングページ(Landing Page)方式とする。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) 閲覧者の目を引くようなデザインとなるように創意工夫すること。
- (3) レイアウトは、閲覧者が見やすく、興味が持てるように創意工夫すること。
- (4) サイト内で使用する画像等については、東御市や信州とうみ観光協会等が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する画像等素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (5) Webサイトは、すべての人に理解しやすい内容とすること。
- (6) スマートフォン、タブレット等での閲覧が最適化されていること。
- (7) ドメイン名は、example.city.tomi.nagano.jpのサブドメイン形式とし、正式ドメイン名は企画振興課及び総務課と協議を行い決定すること。合わせてDNSサーバーへの登録は、総務課と協議し適宜行うこと。
- (8) 令和6年2月末までに仮サイトを構築し、一般公開は3月末とすること。

- (9) 一般公開後の保守は、次年度以降、別途契約締結を行うこととするため、本業務には含まない。

6 成果品

(1) 動画

ア メディア DVD：5枚、Blue-Ray：5枚

DVDは一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、またDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで複製可能な形式とすること。

イ データ インターネット配信用動画ファイル

各コンテンツの映像をAVI、MOV、MP4形式の動画配信データとして記録媒体（DVD-R等）で納品

ウ 映像シナリオ 2部

エ 二次使用に関する資料

(2) Webサイト

ア 公式ホームページ管理者と協議の上、全データのサーバーのアップロード

7 著作権

納品された動画及びサイト内の画像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、委託業に関する計画書や報告書等は、東御市に帰属する。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、東御市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

8 その他

(1) 一般事項

ア 業務の遂行状況について随時報告すること。

イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、東御市の指示に従うこと。

ウ 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

(2) 業務体制

ア あらかじめ東御市と調整したスケジュールで行うこと。

イ 制作作業にあたっては、委託業務を総括し、東御市からの指示を受ける窓口として管理技術者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 契約不適合責任

委託業務終了後1年間は契約責任期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る契約不適合は受託者にて無償で改修すること。

(4) 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、東御市と協議すること。